



議案第九十七号

三朝町交通遺児手当支給条例の一部改正について

次のおり三朝町交通遺児手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年九月二十四日

三朝町長 松村 喬 敬

昭和四十九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町交通遺児手当支給条例の一部を改正する条例

三朝町交通遺児手当支給条例（昭和四十七年三朝町条例第十三号）の一部を次のよう

に改正する。

題名中「交通遺児」を「災害遺児」に改める。

第一条中「交通遺児」を「災害遺児」に、「交通遺児手当」を「災害遺児手当」に改める。

第二条中「交通遺児」を「災害遺児」に、交通事故（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十二条第一項に規定する交通事故をいう。以下同じ。）を「天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）」に、「交通事故により」を「災害により」に改める。

第三条中「交通遺児」を「災害遺児」に、「交通遺児手当」を「災害遺児手当」に改める。

第四条中「交通遺児」を「災害遺児」に改める。

第五条中「交通遺児」を「災害遺児」に改める。
第六条中「交通遺児」を「災害遺児」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十九年十月一日から施行する。